

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立矢田保育園	種別：保育所	
代表者氏名：大西敦子	定員（利用人数）：230名（215名）	
所在地：愛知県西尾市上矢田町神明寺50番地		
TEL：0563-59-6345		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和39年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員： 16名	非常勤職員： 16名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 4名
	（主任） 1名	（保育補助） 1名
	（保育士） 25名	
施設・設備の概要	（居室数） 11室	（設備等） 調理室・遊戯室
		園庭・プール

③理念・基本方針

★理念

児童福祉法第39条に基づき、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進していきます。また、子どもたちが安定した情緒の下で、その時期にふさわしい生活が展開できる環境を整え、生涯にわたる人間形成の基礎や社会変化に対応できる力の基礎を培えるようにしていきます。

★基本方針

- ・「子どもが自ら遊びたくなる」「保護者が安心して預けられる」「地域に根ざした」保育園をめざして、適切な環境づくりを工夫し、積極的な取り組みをしていく活力ある保育をします。
- ・一人一人の子ども、保護者との信頼関係づくりに努め、様々な場面での共通理解を大切にされた保育に努めます。
- ・笑顔あふれる愛情豊かな保育をめざします。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①「今日も笑顔で寄り添う心を」を、職員の合言葉にして保育に取り組んでいる。一人ひとりの子どもを尊重し、子どもが安心して自分の思いを出して生活や遊びが出来るようにしている。
- ②地域の方との交流を大切にしている。
 - ・地域コミュニティの方の畑で玉ねぎやさやえんどうの収穫体験をさせてもらい、給食時に調理して食べる事ができた。また、さつまいもの苗植えや収穫体験をし、おやつ時においもパーティーを予定している。
 - ・地域のお年寄りの会（長寿会）の方と交流し、紙芝居を見せてもらったり、一緒に遊んだりして親しみを深めている。
- ③保護者の声に耳を傾け、安心してもらえるように保育参加を実施し、保育園の生活や子どもの様子を理解してもらえるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 7月23日（契約日）～ 令和 2年 4月28日（評価決定日） 【令和 2年 1月28日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （平成25年度）

⑥総評

◇特に評価の高い

◆保育理念の実践

「今日も笑顔で寄り添う心を」を合言葉に、一人ひとりの子どもを尊重する保育に取り組んでいる。日々の保育の中での「気づき」を大切にし「子どもの最善の利益」を理解して、保育実践に取り組んでいる。

◆地域との交流から学ぶ

保育方針に「地域に根ざした保育園」を掲げ、地域の方と子どもたちが触れ合う機会を多く設けている。地域コミュニティの方の畑や園庭の畑での野菜作り、収穫体験、給食やおやつで食べる等、「食」に関する体験を豊かにしている。ほぼ毎月、5歳児が職員とお茶のお稽古に励み、地域の長寿会の方との「お楽しみ会」では、お茶の「お運び」の接待をしている。抹茶をたてて飲むところを見る、お客様になって飲む、お茶をたてる、お茶をたてて「お運び」をする等、年次ごとに順序立てた保育の取組みがある。茶碗の持ち方や飲み方等、食事場面でも子どもの話題に上がり、経験の積み上げが活きている。

◆段階的な生活習慣の修得

子どもの発達の状態に合わせて絵やカード、文字等、視覚的な表示も活用し、基本的な生活習慣が身につくよう援助している。3歳児は実物大の衣服に畳む線を表示して畳み方やしまい方等が分かるよう工夫し、年長児はそで畳みをする等、順序立てていくことで自分でできた達成感が味わえる保育を実践している。

◇改善が求められる点

◆事業計画の策定

中・長期計画は、将来の「園のあるべき姿」を明確にして現状との差異を埋めるための計画とし、単年度事業計画は、その差異を埋めるための単年度ごとの活動計画という位置づけとなる。現在実践できている項目は除き、未実施の事項について中・長期並びに単年度の事業計画に落とし込むことが望まれる。

◆標準的な実施方法の周知

標準的な実施方法が文書化され、ファイルにまとめてクラスや職員室に設置しているが、マニュアルを活用した研修や職員への周知が一部の職員に留まっている。3歳児、4歳児、5歳児は3クラスずつあるが、9クラス中4クラスで非常勤職員が担任をしている。全体での研修時間を設けることは難しい状態であるが、マニュアルを活用し、全職員が周知して保育が適切に実施できる工夫が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審するにあたり、職員と共にマニュアルや保育内容等、話し合い確認し合うことで、本園の特徴や現状を知ることが出来ました。その中で、職員みんなで園について考え向上心を持ち臨めたことは、とてもプラスになったと感じました。将来の園のあるべき姿を明確にし、問題点や課題について出来ることから取り組み、基本方針でもある「保護者が安心して預けられる保育園」「子どもが自ら遊びたくなる保育園」「地域に根ざした保育園」作りに努めていきたいと思いをします。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 市の保育理念に沿い、前任の園長から受け継いだ園独自の保育理念・保育方針、保育目標を基に保育が実践されている。職員会議の中で、保育理念や保育方針を分かりやすく伝え、保護者には入園式や進級説明会などの保護者が参加する行事に合わせて説明するなど、周知に努めている。外国籍の保護者が増える傾向にあり、写真やスライドなどの活用した説明を検討している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・①・c
<コメント> 校区の小学校は全校生徒が1,000人超のマンモス校である。近隣では区画整理による宅地化により人口や子どもの数は増加傾向にあり、外国籍の住民も増加傾向となっている。園を取り巻く地域特性や未就園児対象の園庭開放などの利用者情報なども把握・分析して市に情報提供したり、園長会での情報交換で経営環境の変化等を適切に把握・対応していくことも望まれる。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・①・c
<コメント> 園舎の老朽化や送迎時の渋滞対応、外国籍の子どもの増加、人材育成（産休・育休取得によるリーダークラスの不在）など、園を取り巻く外部・内部の課題を認識・把握して対応に努めているが、課題の文書化はされていない。認識・把握している問題点（あるべき姿との相違点）や課題を明確にするためにも、文書化（一覧表化）し、具体的な取組みも含めた管理が望まれる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・①・c
<コメント> 課題のカテゴリー別に3年ごとの中期計画が策定されている。しかし、3年後のあるべき姿（到達点）が明記されていない。中・長期計画は、現状から3年後や5年後の「あるべき姿」を達成するために策定する計画であり、現在、把握・認識している問題点・課題を文書化した一覧表に、「あるべき姿」を明記して改善するための活動計画として検討・策定することが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・①・c
<コメント> 中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画を策定し、年度末には評価・反省して改善事項を次年度の事業計画に反映させている。単年度の事業計画においても、毎年実施している事項を計画するのではなく、現状の問題点・課題を改善するための今年度の活動計画とし、数値目標や到達点を明確にして実施評価ができるように策定することが望まれる。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・①・c
<コメント> 事業計画は職員意見を集約して策定され、行事計画などは都度状況を確認しながら実施され、実施後には評価・反省を行っている。事業計画は年度末に評価・反省し、改善内容が次年度の計画に反映できるように取り組んでいる。事業計画や行事計画などは進捗状況の確認時期や評価・反省の時期、必要に応じては計画変更の手順なども明確にしておくことが望まれる。			

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 事業計画は、保護者総会で説明するとともに、いつでも保護者の目に付くように園内の玄関や廊下に掲示されている。また、事業計画に基づく園の工事や園外活動の際などでは都度保護者への説明や通知を行っている。事業計画については保護者の関心があまり高くないこともあり、説明資料なども写真などを活用して関心を惹くように工夫することが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「子どもの最善の利益」を理解し、子どもを尊重して保育をすることで「保育の質の向上」を目指している。日々の保育実践の中での職員個々の「気づき」を改善に繋げ、園全体での保育の質の向上に取り組んでいる。今年度は2回「保育所の保育チェックリスト100」による自己チェックを行い、チェック結果を持ち寄って職員間で話し合い、改善に向けた活動を実施している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 第三者評価に基づく自己評価を基に問題点や課題を洗い出し、改善活動において職員間で検討・取組みが行われている。取り組むべき課題によっては、年度を跨いで活動が継続されたり長期間の活動が必要なるケースもあるため、単年度の事業計画や中・長期計画に反映させ、計画的に改善活動ができる仕組みを構築することが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	b · c
<コメント> 年度初めに市の「保育園職員としてのあり方」を職員会議で読み合わせ、園長・主査それぞれの役割や責任も周知している。園長不在時や有事における権限委任の手順は各マニュアルに明記され、避難訓練などの際には、園長不在なども想定した実地訓練が行われている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	② · c
<コメント> マニュアルに「保育に関する法令リスト」を記載することで遵守すべき法令・指針等の洗い出しを行い、各条文や指針を参照できるようにファイリングしている。遵守すべき法令・指針は特定するだけでなく、マニュアルや手順を見直すために改訂状況や内容を確認・把握することも必要となる。最新改訂日なども管理項目に加え、改訂状況を確認できるようにするなどの改善が望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	③ · c
<コメント> 各年齢ごとにリーダーを選任し、意見集約や会議時の取り纏め・情報展開など、円滑にコミュニケーションが取れる体制を築いている。園内研究では実践記録を取り、自身の保育を振り返り保育の質の向上に努めている。各年齢クラスの職員間だけでなく、他年齢クラスからの意見聴取や情報交換により、より広い視野で子どもに寄り添うことができる環境づくりを期待したい。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	④	b · c
<コメント> 品質改善委員会を中心に業務における困り事の改善検討を行い、職員会議等で職員間の同意を得て改善活動を試行し、活動評価の上で実施する手順となっている。送迎時の渋滞緩和のため、職員の協力の下、ホワイボードを活用してクラスでの生活状況を掲示することで、お迎え所要時間が短縮され、保護者からも園での子どもの様子が分かったと好評を得ている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	⑤	b · c
<コメント> 人材募集・人材確保は、市が主管して実施している。毎年、運営懇談会で次年度の必要人員等を市に要請し、職員の確保に取り組んでいる。園では「保育士募集」のポスターを掲示し、潜在的な保育士の掘り起しに努めている。職員間のコミュニケーションを円滑にし、お互いが協力して働きやすい職場環境を作り、離職予防や産休・育休からの職場復帰がしやすいように取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	⑥ · c
<コメント> 市の「能力取組シート」や「目標管理シート」を基に、自己評価により個人面談を実施し、園長・主査が職務遂行能力や専門性を人事評価している。しかし、職員一人ひとりのキャリアプランが明確となっていない。職員としてのキャリアパスを明確にし、「目標管理シート」などを利用して職員個々が意欲的にキャリアアップを図り、充実した業務遂行ができる仕組みの構築が望まれる。			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	⑦	b · c
<コメント> 職員の就業状況を把握し、時間外労働や有給休暇の取得状況を把握している。事務時間の配分や業務の進め方へのアドバイス、職員配置の調整による有給休暇取得促進などに取り組んでいる。業務の合間の声掛けにより悩みや困り事を聞き取り、職員個々が働きやすい環境づくりに取り組むとともに、園長が率先して有給休暇を取得することで、有給休暇の取りやすい環境を作っている。			

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	ⓑ	c
<コメント> 個人の目標を「目標管理シート」や「成果評価シート」での自己評価を基に確認し、年3回の面談により達成度合いを確認・評価しているが、職員個々のキャリアプランが明確となっていないため、個人の年度目標が単年度ごとの目標となっている。年度目標の成果や反省が次年度に反映されたり、年度を経ることで成長が確認できる目標管理となるような取組を期待したい。				
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a	ⓑ	c
<コメント> 市の「職員研修計画」に基づいて年度研修計画が策定され、関連機関からの研修案内を加味して園の研修計画が策定されている。職員一人ひとりについて、「受講記録一覧」に研修履歴を記録している。市の「望ましい保育園職員像」に沿った教育・研修が実施されているが、中堅職員不在の現在、園長や主査、先輩職員の協力の下、OJTによる中堅職員の育成が望まれる。				
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	ⓑ	c
<コメント> 新任職員は、市が実施する新任研修や、新規職員採用研修による訪問指導も受けている。市の研修計画に沿い、経験年数や専門知識・技術に関する階層別の教育・研修も受講することができる。「受講記録一覧」を参照し、キャリアプランも考慮して、職員一人ひとりがどのような教育・研修を受講したいかも確認した上で事業計画に取り込み、年間の教育計画を作成することが望まれる。				

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	ⓑ	c
<コメント> 「実習生受入マニュアル」に従って実習生を受け入れている。実習生の住所等を考慮し、市が取りまとめ実習生を各園に振り分けている。実習生受入れに際し、事前のオリエンテーションでプログラムや注意事項の確認を行っている。受入れ時には、職員会議等を利用して「ヒヤリハットマップ」なども利用した注意事項等の周知も含め、事前研修をすることが望まれる。				

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	ⓑ	c
<コメント> 園の理念や活動計画はリーフレットに記載して一般に公表し、第三者評価結果などは自園やふれあいセンターなどで公開している。苦情・相談についても主査が受付窓口、園長が対応責任者として適宜対応している。対応事項については、必要に応じて近隣住民にも公表する必要があるため、公開基準や公開方法等も検討しておくことが望まれる。				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	Ⓐ	b	c
<コメント> 市の「予算執行マニュアル」に従って予算執行がなされている。主査や職員・調理師がそれぞれの職務において起案し、執行金額により園長又は市の担当部署が承認する手順となっている。年2回、園内で内部監査を行い、監査結果を市に報告している。外部により監査は実施されていないが、定期的に事務執行や経理に関する市の監査を受け、適正な事務執行を担保している。				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント> 「地域に根ざした保育園」を目指し、保護者の理解・協力を得て、地区の敬老会や地域の子どもフェスティバルに参加するなど、交流継続に努めている。職員も定期的に地域清掃活動に参加し、園と地域との良好な関係継続に努めている。地域コミュニティの協力も得て、園庭を利用した野菜作りや収穫を経験するなど、子どもや職員が地域と交流する機会を多く取り入れている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント> 「ボランティア受入マニュアル」に沿って、中学校の職業体験や畑の管理、地域の民話の読み聞かせ等、地域交流とも絡めたボランティアの受入れを継続している。保育補助のボランティアでは怪我や事故が発生するリスクもあるため、事前説明時に「ヒヤリハットマップ」などを活用した注意事項の周知などを行うことが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント> 「関連機関との連携」一覧を作成し、園活動に必要な社会資源を特定し、必要に応じて市の主管部署と連携が取れる体制ができています。配慮が必要な保護者や子どもが関係する機関との情報共有や、関連機関の紹介、虐待が疑われるケースでの連携した対応など、記録を残しながら職員の協力も得て、適切な対応ができるように取り組んでいます。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント> 園長・主査や父母の会が地域行事に参加して地域交流を深め、福祉ニーズの把握に努めている。未就園児対象の「ひよこサークル」では、園での遊びを体験してもらい、子どもが「安心して生活できる環境」であることを保護者に理解させている。そこで、困り事や子育てに関する相談も受け付け、地域の福祉ニーズを把握して保護者の子育て支援に繋げている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント> 園長や主査が地域行事に参加して園での活動を広報し、情報収集することで地域の福祉ニーズの把握に努め、職員も定期的に地域清掃に参加するなど、地域貢献活動を継続している。平時においては保育事業を通じての地域貢献となるが、広域災害発生時の園の資源の活用も考慮に入れ、BCP（事業継続計画）を関係機関とも調整して策定しておくことが望まれる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<コメント> 子どもを尊重する基本姿勢は、理念、方針、目標をはじめ、リーフレットや「重要事項説明書」に明示されている。理念、方針、目標を職員室に掲示し、唱和や出勤時の確認で意識づけを行っている。人権の擁護や虐待防止等は、全職員への研修が望まれる。1割以上在籍する外国籍の子どもの保護者には、通訳、翻訳、ルビ振り等で対応しているが、様々な言語での対応を期待したい。				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<コメント> 「プライバシー保護マニュアル」、「虐待対応マニュアル」等が整備され、保護者への説明を行って周知している。職員は読み合わせを行っているが、全職員の理解を図る取組みも必要である。今年度新設したプールの周りの塀、着替え時のカーテン、男女別の着替え場所、排泄着替え時の場所確保等、子どものプライバシーを守るための工夫を行っている。				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ	b	c
<コメント> 保育園選択に必要な情報は市のホームページに公開され、リーフレットは市の保育課やふれあいセンターで入手できる。見学希望者にはリーフレットを基に園長が説明し、主査が園内を案内して丁寧に説明している。見学者については、朝礼ノートに記録している。活動内容が分かる写真を使う等、保護者に分かりやすい内容となるよう見直しを行っている。				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ	b	c
<コメント> 保育の開始・変更については「重要事項説明書」やリーフレットを基に園長が説明を行い、保護者の同意を得ている。外国籍の保護者には通訳や翻訳、ルビ振りの資料で知らせている。書面や見本に加え、スライドで園生活の1日の流れや、用品、用具等を分かりやすく説明している。				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<コメント> 市内転園に関しては、「転園児の書類について」で、申し送りの手順と送付する書類を定め、転園先に資料を送付して保育の継続に配慮している。市外転園についても、同様の配慮が望まれる。転園、退園の保護者には相談を受け付けているが、口頭で行われており、相談窓口等の説明内容を記した文書の作成が望まれる。				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<コメント> 子どもの満足の把握は、年次での打合せや月・週案会議等で情報交換を行っている。保護者の満足は懇談会や面談、日常の会話、行事ごとのアンケート等で把握している。「お子さんは保育園生活を楽しんでますか」の設問を毎回加えてアンケートを行い、意見、要望について職員会議で検討し、結果を保護者にフィードバックしている。改善に向けた取組みは、掲示して知らせている。				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<コメント> 苦情解決の体制が整備され、保護者には入園式や説明会で資料を配付して説明している。掲示や意見箱の設置をしているが苦情の受付はない。苦情に至る前の意見、要望は3件あり、解決までの取組みが記録に残され、全保護者に関わることは手紙で知らせている。現在、保護者はアンケートを担任に手渡しているが、回収箱を設置することを検討している。苦情を申し出しやすい配慮や工夫に期待する。				
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a	ⓑ	c
<コメント> 相談窓口を明確にした文書を保護者に配付して説明を行い、市の保育課、企画政策課でも受け付けていることを掲示やホームページで周知している。保護者が利用する玄関での会話やアンケート、帳面等で相談や意見を聞いているが、意見箱の周知やカード、筆記用具の設置が望まれる。面談を希望した時には、長時間保育室や職員室談話スペース等で対応できるよう環境が整えられている。				

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① . ② . ③
<p><コメント> 保護者からの相談や意見、要望解決のための「意見対応マニュアル」がある。個別懇談の内容は保育の記録の備考欄に記入し、保護者からの相談は職員会議で検討し、改善、対応したことが「育児相談月報」に記録されている。保護者からの職員数に対する意見については、園の方針を伝えて理解を得る取組みがされている。記録は全職員に回覧され、年度末にマニュアルの見直しを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① . ② . ③
<p><コメント> リスクマネジメント体制を構築し、研修に参加した職員が安全確保や事故防止について注意喚起している。「事故及びヒヤリハット報告」に記録した危険箇所は、職員室掲示のマップに表示して再発防止に努めている。遊具等の点検は「安全点検表」で毎朝安全点検を行い、不審者侵入時の対応マニュアルを基に年4回訓練を行い、「安全管理マニュアル」で食中毒発生に備えている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① . ② . ③
<p><コメント> 感染症の対応マニュアルや予防マニュアルが整備され、市の研修を受けた職員が全職員に周知している。感染症が発生した場合は、「感染症お知らせボード」にクラス、人数、病名等を記載して知らせ、「保健安全だより」や掲示で保護者へ情報提供している。嘔吐処理について年度初めに研修を行い、各クラスには嘔吐処理の仕方の掲示や処理キットが設置されている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① . ② . ③
<p><コメント> 災害時の対応体制が整備され、保護者には「地震における園児の安全対策について」を配付して周知している。保護者向けきずなネットや、職員向け安否確認メールで安否確認を行い、毎月実施の避難訓練の計画や反省が記録されている。今年度「防災への備え」を事業計画に追加し、小学校との合同引渡し訓練を検討している。備蓄リストを作成し食料、備品等を整備している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a . ② . c
<p><コメント> 標準的な実施方法を「マニュアル・指導計画」のファイルにまとめ、各保育室や職員室に設置されている。指導計画や保育に関するマニュアルは日常的に活用しているが、マニュアルによっては一部の職員のみが存在を知るものもある。職員はいつでも閲覧や活用することができるが、研修や個別の指導等により、非正規職員を含め全職員に周知して理解を図る取組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a . ② . c
<p><コメント> 月週案指導計画は毎週の振返りと月末の月週案会議で検証、見直しを行い、運営案や指導計画は年次ごとに見直したものを基に、年度末に全体で見直しを行っている。標準的な実施方法の文書は年度末に見直しを行い、見直した文書には日付を付けている。アンケートや懇談会、日々のコミュニケーション等、保護者からの意見や提案も反映して見直しを行うことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a . ② . c
<p><コメント> 市が定めた統一した様式に保護者が記入し、主査と長時間担当保育士が面接を行い、入園後に再確認を行っている。指導計画は、アセスメントに基づいていることを理解し、保育の実施、評価・見直しのプロセスを適切に行うことが望まれる。障害のある子どもに関しては、保護者と臨床心理士、他園の巡回指導担当園長等、関係職員が協議して個別の指導計画を作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a . ② . c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」や期の指導計画は年度末に見直し、月週案指導計画は週と月の会議で評価・反省を行い、次の指導計画作成に活かしている。保護者の意向把握と同意を得るための手順等を定めることや、保護者のニーズを明確にして指導計画に反映させ、保育・支援が十分であったか等の評価・見直しを行うことが望まれる。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉗ ・ b ・ c
<コメント> 子どもに関する情報は、職員会議や月週案会議等で共有し、参加できない職員には回覧で情報共有している。子どもの状況等については「記録要領」が作成され、保育の記録の観察項目や指導計画の留意事項等、書き方に差異が生じないよう主査が指導を行っている。指導計画では、保育で大切にするとところや良いところ、具体的な援助内容等、必要に応じて付箋を付け、主査が個別の指導を行っている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉘ ・ c
<コメント> 「保育園個人情報保護マニュアル」により、個人情報保護や情報開示について管理体制が整備され、保護者への説明や同意を得ている。職員に対して関連する研修を実施しているが、記録が残されていない。電子データ内の情報は必要な安全対策や予防措置を講じ、子どもの記録の保管、保存、廃棄等は規定に沿って適切な管理がされている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① a · b · c	
<コメント> 「保育の全体的な計画」は社会的責任の趣旨を捉え、理念、方針、目標、子どもの発達過程、地域の実態等に基づいて各クラス担当保育士が意見を出し合い、園長と主査が編集作成をしている。今年度から「保育の全体的な計画」に子どもの安全確保のための取組として、「事故防止・安全対策」の項目を追加している。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a · ② · c	
<コメント> 空気清浄機やエアコン、換気等で室内の環境を整えている。建物、設備や器具の点検を行い、段差や角、老朽化等の危険箇所の修理、補強は素早い対応を心掛け、子どもの安全、安心に配慮している。子どもが生活しやすい保育の工夫、くつろげる場所や生活空間の確保、トイレ、手洗いの清掃等は職員の日頃の努力が見られるが、トイレは施設改善や清掃で明るく清潔な環境保持に期待する。			
A-1-(2)-② 一人ひとり子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① a · b · c	
<コメント> 指導計画には子どもを受容するための援助内容が記載されており、子ども一人ひとりに合わせた保育や援助が行われている。月週案会議や職員会議で情報交換を行い、参加できない職員にも指導計画の基となる資料を配付して共通理解を図っている。保護者アンケートでは、「どの職員も明るく接し、子どもを見てくれる」と好評である。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① a · b · c	
<コメント> 子どもが自分の健康に関心を持ち、自分でやろうとする気持ちがもてるような言葉かけや、子どもの状態に合わせて絵やカード、文字等、視覚的な表示も活用し、基本的な生活習慣が身につくよう援助している。3歳児は実物大の衣服に畳む線を表示して畳み方やしまい方等が分かるよう工夫し、年長児はそこで畳みをする等、順序立てていくことで自分でできた達成感が味わえる保育を実践している。			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① a · b · c	
<コメント> 保育方針には「子どもが自ら遊びたくなる保育園」とあり、指導計画や園内研究でも生活と遊びが豊かになる取組みがある。廃材使用で自由に作品作りをする環境が整えられ、作品で異年齢のお店屋さんごっこをするなど、日常的に異年齢交流が行われている。地域の方に昔の遊びや劇を見せてもらい、野菜作りを学んでいる。「お茶会」を月1回程度開催し、地域交流の機会としている。			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a · b · c	
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a · b · c	
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① a · b · c	
<コメント> 年長児は地域のフェスティバルに参加し、保護者に自らの成長を伝えている。3歳児はすごろく、あぶくたった、レストランごっこ、4歳児はあやとり、廃材ベルト作り、バナナ鬼、5歳児はマフラー編み、廃材制作、ドッジボール等の活動を楽しんでいる。保護者には保育参加や便り、ボード等で子どもの姿や活動を伝え、お茶会は3歳児から5歳児までの保育の連続性を大事にしている。			

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもや支援を必要とする子ども25人は、加配性で統合保育を行っている。加配保育士が個別の指導計画を作成し、クラスの計画と関連付けている。建物の老朽化やバリアフリー化されていない環境もあり、入園できる子どもに限られる。医療機関や市の臨床心理士とも連携し、障害に関する研修を行っている。障害のある子どもの保育について、他の保護者にも適切な情報を伝えることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 空き部屋2室を利用して3～5歳児の異年齢保育を行い、長時間担当保育士が指導計画を作成し、年間を通じて担当している。同じ職員が担当することで、子どもの姿の把握や保護者対応に活かされ、担任との情報共有が図られている。「長時間保育記録簿」を毎日記入してきたが、次年度から職員が交代で担当することから、2ヶ月用の指導計画に変更される。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育室に隣接して小学校の校庭があり、目の前で小学生が元気に遊んでいる。小学生との交流や縁日ごっこ、体験入学、マラソン大会応援等を楽しみにしている。小学校と共有している「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を全年次の月週案の様式に記載し、意識して環境構成や援助を行っている。小学校の教諭が来園し、子どもの様子を見たり情報交換等を行って連携を図っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」を整備し、朝の観察で気になる子どもの様子やけが、病気等についてノートの記入や朝礼、職員会議で報告し、情報共有を図っている。既往症や予防接種等、子どもの健康に関する必要な情報を保護者から得ている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の積極的情報提供に期待する。SIDSのポスターは掲示されているが、職員の研修や周知・理解の取組みがない。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断や歯科健診の結果は帳面に記入して保護者に知らせ、異常がある場合は口頭で伝えている。記録は所定の場所に保管し、配慮が必要な子どもについては、朝礼や職員会議で職員に周知している。健診結果を歯磨き指導に取り入れ、フッ化物洗口については、園医から保護者に話をする機会を設け、5歳児から実施している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> マニュアルが整備されている。現在は除去食対応を行っていないが、医師の指示書や献立を基に面談を行い、アレルギー会議で情報を共有している。食事の提供は色違いの食器を使用し、3段階のチェックを行い、さらに食事場所にも配慮をしている。対象児はいないが、職員への研修や保護者にアレルギー疾患や慢性疾患等について理解を得るための取組みが望まれる。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画が作成され、毎月献立表が発行されている。登降園で使用する玄関横の調理室からは匂いや調理の音が聞こえ、調理の様子が見て取れる。当園時刻の前から当日の献立と写真のサンプルが展示されており、親子の会話がひろがり、食事が楽しみになると好評である。食育に関しては、栄養士が献立の表裏面を使って保護者に知らせている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「検食簿」や嗜好調査には、子どもの食べ具合や様子を記入し、月の給食会議で検討を行って今後の献立や調理の工夫に活かしている。収穫した野菜を食べたり、梨や抹茶等の地域特産の食材を使った献立や行事食を取入れている。衛生管理のマニュアルが整備され、適切に管理されている。調理員が子どもと一緒に食事をする機会は年に2回あるが、食事の様子を見る機会を増やすことに期待する。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭との情報交換はノートやボードを使っているが、送迎時の会話も重視している。全ての子どもが登降園で使用する玄関の利点を活かし、保護者との連携を図っている。情報交換の内容を記録して職員間で情報共有を行い、内容に応じて指導計画に反映させている。保育の意図や内容については、保育参加や保育参観、行事、たより、懇談会、個別懇談等の機会を捉えて伝えている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<コメント> 送迎時等、保護者が相談しやすい声かけや配慮が見られ、アンケートでも相談しやすいと好評である。必要があれば個人面談や市の臨床心理士から助言を受ける体制が整えられ、記録は回覧により職員に周知されている。外国籍の保護者が1割程度在籍し、ルビ、翻訳、通訳との電話、通訳を交えての相談等を行っているが、全ての言語に対応しきれていない。次年度の通訳がない状態が危惧される。			
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<コメント> 虐待の早期発見や対応に関するマニュアルが整備され、虐待を疑われる子どもの記録を作成し、市と連携を図っている。虐待が疑われる事例の発生時に研修を実施しているが、早期発見、早期対応、虐待の予防のためにも、事前の研修が望まれる。登園時に、子どもの健康チェックや保護者の普段と違う様子が見られた場合等は、朝礼や臨時職員会議で情報共有し、全職員で見守る体制をとっている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ④ ・ c
<コメント> 保育実践の振り返りは、月週案や個別の指導計画の評価・反省、保育の記録、月週案会議、職員会議等で行い、改善したことを次の計画につなげて保育実践に活かしている。保育実践の改善や職員の質の向上は個々の自己評価に留まっており、個々の課題から園全体の自己評価につなげ、非正規職員も含めて保育の質の向上に向けた取組みを行うことが望まれる。			